

インベナジー・ジャパン合同会社「(仮称)大滝風力発電事業環境
影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年8月31日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)大滝風力発電事業環境影響評価方法書環境影響評価方法書について、インベナジー・ジャパン合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道伊達市、虻田郡留寿都村、洞爺湖町
原動力の種類：風力(陸上)
出 力：最大91,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年12月4日
環境大臣意見受理	平成28年2月19日
経済産業大臣意見発出	平成28年2月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年1月19日
住民意見の概要等受理	平成29年5月15日
北海道知事意見受理	平成29年8月1日
経済産業大臣勧告発出	平成29年8月31日

※勧告期間を7月17日から8月31日まで延長

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松井、岡田
電話：03-3501-1742(直通)

インベナジー・ジャパン合同会社社「(仮称)大滝風力発電事業環境
影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 景観に対する影響については、住民や観光客、国立公園の利用者等に対して
フォトモニタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、
主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的
に評価すること。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、温泉やリゾート等の観光施設が存在し、
また、ジオパークに係る取組が行われているなど、自然との触れ合いを重要な
要素とした様々な経済・文化活動の場となっていることから、自然との触れ合
いの活動の場については、それらの利用実態を把握し、その結果を踏まえ、追
加すべき調査地点がないか検討すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)